

## 平成 30 年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞について (募集要項)

静岡県では、地球温暖化対策推進の一環として、毎年、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人又は団体に対し、その功績をたたえ、知事が表彰を行っています。

平成 30 年度の地球温暖化防止活動知事褒賞の募集を行いますのでお知らせします。

### 1 対象部門

下記のうち、取組内容等から対応する部門・部を選択してください。

なお、全ての部門・部において、**静岡県内で活動するもの**を対象とします。

部門	部	対象者の説明	基準																					
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業等の部	下記の基準を両方とも超える者（以下、「大企業等」という。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主たる業種</th> <th>資本金の額又は出資金の額</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">会社</td> <td>製造業、建設業、運輸業その他</td> <td style="text-align: center;">3 億円</td> <td style="text-align: center;">300 人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1 億円</td> <td style="text-align: center;">100 人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円</td> <td style="text-align: center;">100 人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円</td> <td style="text-align: center;">50 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会社以外</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">300 人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主たる業種	資本金の額又は出資金の額	常時使用する従業員数	会社	製造業、建設業、運輸業その他	3 億円	300 人	卸売業	1 億円	100 人	サービス業	5 千万円	100 人	小売業	5 千万円	50 人	会社以外		—	300 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化、省エネのための新たな環境マネジメントシステムの構築等に関する功績</li> <li>・温室効果ガスの排出を低減する技術や製品等の先導的導入及びその普及啓発等に関する功績</li> </ul>
	区分	主たる業種	資本金の額又は出資金の額	常時使用する従業員数																				
会社	製造業、建設業、運輸業その他	3 億円	300 人																					
	卸売業	1 億円	100 人																					
	サービス業	5 千万円	100 人																					
	小売業	5 千万円	50 人																					
会社以外		—	300 人																					
中小企業等の部	大企業等を除く事業者（中小企業、個人事業主のほか、上記の基準以下の事業協同組合等を含む）																							
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校等の部	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、保育所、認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止に関する教育・実践活動や普及・啓発等に関する功績</li> </ul>																					
	個人・団体の部	個人及び団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止に資するライフスタイルの実践及び地球温暖化を防止する活動の実践等に関する功績</li> <li>・地球温暖化防止について、学校や地域住民に対する教育・実践活動や普及・啓発等に関する功績</li> </ul>																					

### 2 対象者

- ・ 1 の各部門のいずれかで顕著な功績があった個人、事業者、団体及び学校等を表彰対象とします。
- ・ 自薦・他薦を問いませんが、他薦の場合は市町（地球温暖化対策担当課）、又は別紙の静岡県地球温暖化防止県民会議の構成団体による推薦となります。
- ・ 同様の功績により、過去に知事褒賞以上の表彰を受けているもの（国・県が行う表彰であって、大臣表彰・知事表彰等を受賞したもの）は対象としません。
- ・ 過去に応募した活動を再度応募することも可能です。その際は、内容を最新の情報に更新してください。

### 3 応募方法

応募は、様式第1号または様式第2号に必要事項を記入し、平成30年11月20日（火）まで（必着）に以下の提出先に郵送するとともに、電子メールで送信して下さい。

(※電子メール送信できない場合は郵送のみで可。)

<提出先> 静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課 地球環境班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6  
TEL : 054-221-3781 FAX : 054-221-2940  
E-mail : kankyou\_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

なお、応募用紙は、静岡県ホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-030/earth/jorei/hosyo.html>)

### 4 受賞者選考方法

選考委員会による審査を経て、静岡県知事が決定します。

### 5 今後のスケジュール

- ・募集の締切り …平成30年11月20日（火）（必着）
- ・受賞者の決定・公表 …平成31年1月中旬
- ・表彰式 …平成31年2月上旬

### 6 応募用紙記入に際しての留意事項

- (1) 取組内容が自らの施設の排出削減対策等に該当する場合は、様式第1号（温室効果ガス排出削減対策部門）により、取組内容が地球温暖化防止の普及啓発等に該当する場合は、様式第2号（地球温暖化防止普及・啓発部門）により、記載してください。
- (2) 応募内容の活動に複数の団体が関係する場合は、「活動主体の概要」に代表となるグループを記載するか連名で記載してください。
- (3) 補足資料がある場合は、最大でA4サイズ10枚程度（裏表印刷可）の容量とし、「活動の概要」等の最後に添付資料がある旨を記入してください。

### 7 その他

- ・応募者には、選考結果を環境政策課地球環境班担当者から連絡します。なお、審査内容の詳細、審査結果等に対する異議申し立てについては一切受付しません。
- ・応募書類は一切返却しませんので御了承願います。
- ・受賞者は、地球温暖化防止活動環境大臣表彰の候補として推薦します。
- ・応募用紙に記載された個人情報については、静岡県個人情報保護条例に基づき、地球温暖化防止活動知事褒賞に関する事務連絡及び審査以外には用いません。（受賞者については、地球温暖化防止活動環境大臣表彰等の情報提供に使用します。）

## &lt;静岡県地球温暖化防止県民会議構成団体一覧&gt;

団体名
<県民・事業者団体等（24）>
エネルギー管理指定工場連絡会静岡地区会
静岡県ガス協会
一般社団法人静岡県LPガス協会
静岡県漁業協同組合連合会
一般社団法人静岡県経営者協会
公益社団法人静岡県建築士会
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会
公益社団法人静岡県私学教育振興会
静岡県森林組合連合会
一般社団法人静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
静岡県消費者団体連盟
静岡県生活衛生同業組合連合会
静岡県石油商業組合
一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会
静岡県中小企業団体中央会
静岡県電機商業組合
一般社団法人静岡県トラック協会
静岡県農業協同組合中央会
一般社団法人静岡県バス協会
一般社団法人静岡県フロン回収事業協会
中部電力株式会社静岡支店
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社
一般社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部
<行政機関・団体（7）>
静岡県
静岡県教育委員会
静岡県地球温暖化防止活動推進センター
静岡州市長会
静岡県町村会
静岡市
浜松市